

令和7年11月21日 招集

令和7年門真市教育委員会第11回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第11回定例会
 令和7年11月21日（金）午後2時
 本館4階委員会室

| 日 程 | 事件番号 | 件 名 | ページ |
|-----|--------|--|-----|
| 第1 | | 会議録署名委員の指名 | — |
| 第2 | | 会期の決定 | — |
| 第3 | 議案第41号 | 令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について | 1 |
| 第4 | 議案第42号 | 令和7年度教育費補正予算の見積り申出について | 2 |
| 第5 | 議案第43号 | （仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更の申出について | 6 |
| 第6 | 議案第44号 | 門真市立学校施設設備使用条例の一部改正の申出について | 8 |
| 第7 | 報告案件 | 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告 | — |
| 第8 | | 諸報告 | 11 |

議案第41号

令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果公表について

令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和7年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果が11月に大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

議案第42号

令和7年度教育費補正予算の見積り申出について

令和7年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和7年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 繰入金

(項) 基金繰入金

| 目 | 補正額 | 節 | | 説明 |
|-----------|-----------------|-----------|-----------------|--|
| | | 区分 | 金額 | |
| 教育振興基金繰入金 | 千円 △ 161,750 | 教育振興基金繰入金 | 千円 △ 161,750 | 教育振興基金繰入金 【学校適正配置推進事業・G I G A スクール構想推進事業】 千円 △ 161,750 |

(款) 市債

(項) 市債

| 目 | 補正額 | 節 | | 説明 |
|-----|--------------|-------------|--------------|---|
| | | 区分 | 金額 | |
| 教育債 | 千円 12,200 | デジタル活用推進事業債 | 千円 12,200 | G o o g l e用ソフトウェア利用ライセンス事業債 【G I G Aスクール構想推進事業】 千円 12,200 |

令和7年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 小学校費

| 目 | 補正額 | 事業名 1 | 説明 |
|-------|-------------|----------------------------|-----------------------------|
| | | 事業名 2 | |
| 学校管理費 | 千円 8,783 | ○施策評価対象外事業 学校予算配当事業 | 千円 |
| | | | 8,783 需用費 光熱水費 8,783 |

(款) 教育費

(項) 中学校費

| 目 | 補正額 | 事業名 1 | 説明 |
|-------|-------------|----------------------------|-----------------------------|
| | | 事業名 2 | |
| 学校管理費 | 千円 1,074 | ○施策評価対象外事業 学校予算配当事業 | 千円 |
| | | | 1,074 需用費 光熱水費 1,074 |

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

| 目 | 補正額 | 事業名 1 | 説明 |
|-------|-----------------|--|----------|
| | | 事業名 2 | |
| 事務局費 | 千円 △ 149,551 | ○学校施設と教育環境の充実 | 千円 |
| | | 学校適正配置推進事業 △ 62,150 負担金補助及び交付金 負担金 (仮称) 第四中学校区小 中一貫校整備に伴う電波 障害対策負担金 △ 62,150 | |
| 教育振興費 | 815 | ○学校教育の推進 | 千円 |
| | | G I G Aスクール構想推進事業 △ 87,401 使用料及び賃借料 使用料及び賃借料 (物件 費) ライセンス使用料 △ 87,401 | |
| | | | 815 需用費 |
| | | | 815 消耗品費 |

議案第43号

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工
一括請負契約の一部変更の申出について

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

記

令和5年9月25日門真市議会第3回定例会において議決のあった（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約について、契約金額「13,130,132,110円」を「14,941,206,616円」に改める

参考資料

- 1 工 事 名 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 13,130,132,110円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号
鴻池組・教育施設研究所共同企業体
代表企業 株式会社鴻池組大阪本店
取締役専務執行役員本店長 梅本 真
- 5 完成期限 令和9年3月31日

令和5年9月25日 原案可決

令和6年12月17日 一部変更可決

議案第44号

門真市立学校施設設備使用条例の一部改正の申出について

門真市立学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立水桜学園の設置等に伴い、門真市立学校の施設設備の使用料に関する見直しを行い、所要の改正をするにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例

門真市立学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---------------------|-------------|---|-------|-------------|
| 別表（第6条関係） | | | 別表（第6条関係） | | |
| 種別 | 単位 | 使用料（1時間当たり） | 種別 | _____ | 使用料（1時間当たり） |
| 体育館 | 全面（門真市立水桜学園については半面） | 略 | 体育館 | _____ | 略 |
| | | | | _____ | |
| | | | | _____ | |
| | | | | _____ | |
| 教室・音楽室 その他の部屋 | 下記以外の部屋 | 1室 90円 | 教室・音楽室 その他の部屋 | _____ | 1室につき 90円 |
| | 協働ラボ（門真市立水桜学園内） | 1室 200円 | | _____ | |
| 運動場 | 全面 | 略 | 運動場 | _____ | 略 |
| 備考 | | | 備考 | | |
| 1～2 略 | | | 1～2 略 | | |
| 3 <u>体育館において次の各号に掲げる施設を使用するときは、体育館の使用1回につき、当該各号に定める額を使用料として加算するものとする。</u> | | | 3 <u>次の各号に掲げる施設を使用するときは_____、当該各号に定める額を使用料として加算するものとする。</u> | | |
| (1)～(2) 略 | | | (1)～(2) 略 | | |
| 4 <u>エアコンディショナーを設置している体育館を使用するときは、1時間当たり200円（門真市立門真はすはな中学校については、エアコンディショナーを使用するとき限り、体育館の使用1回につき600円）を使用料として加算するものとする。</u> | | | (3) <u>エアコンディショナー 500円</u> | | |
| _____ | | | _____ | | |
| _____ | | | _____ | | |
| _____ | | | _____ | | |
| _____ | | | _____ | | |
| _____ | | | _____ | | |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の門真市立学校施設設備使用条例別表の規定は、令和8年5月1日以後の門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設設備(以下「施設」という。)の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

諸 報 告

| 番 号 | 報 告 事 項 |
|-----|---|
| 1 | 門真市立学校教職員人事基本方針及び令和8年度門真市立学校教職員人事取扱要領について |